

宜 議 第 3 1 7 号  
令和 3 年 1 2 月 2 2 日

議 長  
上地 安之 殿

経済建設常任委員会  
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第 4 3 9 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 3 年 9 月 1 3 日	令和 3 年 9 月 1 3 日	議案第 6 2 号、認定第 7 号、議案第 6 5 号、議案第 6 9 号、議案第 7 0 号
令和 3 年 9 月 1 4 日	令和 3 年 9 月 1 4 日	議案第 5 9 号、認定第 4 号、議案第 5 8 号、認定第 3 号、 陳情第 5 6 号、
会議日数 2 日間		

## 2. 会議事項

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第58号	令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	原案可決
議案第59号	令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	原案可決
議案第62号	令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	原案可決
議案第65号	宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	原案可決
議案第69号	令和2年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	原案可決 及び認定
議案第70号	令和2年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	原案可決 及び認定
認定第3号	令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	認定
認定第4号	令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	認定
認定第7号	令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	認定
請願第6号	宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継続 審査
請願第11号	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願	令和2年 9月8日	—	継続 審査
陳情第9号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継続 審査

陳 情 第 1 5 号	公契約条例の制定を求める陳情	令 和 元 年 6 月 1 0 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 3 1 号	公営住宅の入居に保証人を不要とする 条例改正等を求める陳情	令 和 2 年 3 月 3 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 5 6 号	公営住宅の入居に保証人を不要とする 条例改正等を求める陳情	令 和 3 年 9 月 1 0 日	—	継 続 審 査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年9月13日（月） 1日目

午前10時00分 開会  
午後 3時35分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○説明員（13名）

建設部長	又吉 直弘
市街地整備課 市街地整備担当技幹	普天間 朝信
市街地整備課 工事係長	上原 力
上下水道局 次長	新垣 勉
水道施設課 水道整備係長	石川 純
業務サービス課 業務管理係長	親川 巧
総務企画課 経理係長	喜友名 達矢

市街地整備課 課長	宮城 政勝
市街地整備課 計画係長	永山 拓郎
市街地整備課 主任主事	伊佐 真也
水道施設課 課長	高宮城 淳
業務サービス課 課長	玉元 智
下水道施設課 課長	城間 勝也

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第62号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (2) 認定第7号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第65号 宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第69号 令和2年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (5) 議案第70号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第439回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和3年9月13日（月）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第62号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第62号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第62号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いたすが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時12分）

---

○宮城克 委員長 議案のほう、目を通していただきたいと思いたす。

ある程度、目を通された最中の方もいると思いたすが、質疑があれば挙手にてお願いたす。お手元のほうに資料も配付されていますので、それも活用しながら。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 6ページ、71万円の繰越して、歳出として63万9,000円、事務運営費で63万9,000円。もう一つ、基金に積立て7万1,000円、これは繰越しされたものから何%というのか、おおよそ10分の1になって、7万1,000円が基金に積立てしているのですけれども、これは決まっている額、パーセンテージというのはいりましたでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 何%というのはいりませんで、その年度年度で変わるということてす。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 71万円繰越しされたうち、例えば70万円基金に積立てすることも可能ではあるのですか、考え方としては。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本来7万1,000円というのは、あくまでも保留地処分に対してということでございます。あとは一般財源に戻さなければならない。例えば賃金とか、あるいは使用料とか、そういったものが含まれております。基金というのは、あくまでも保留地処分金の分です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この7万1,000円、今回積立てするその分は保留地処分金の7万1,000円ということで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 はい、そうです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もう一つ確認したいのが、ほかの会計のところを見ると、基金に積立てした後に繰越しというふうに補正かけているのですけれども、一般会計とかは。この繰越しとして取って、特別会計のほうに補正した後に、そこから基金のほうに上げているのですけれども、これは性質上、7万1,000円という金額は、保留地処分の額になっているから、一度繰越しは特会のほうに、なんというのですか、次年度の特会のほうに補正した後に基金に入れなければならないということなのですか。一般会計とは違いがあるのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 まず、令和2年度の決算額の中に一般会計分と基金に積立するものが一緒になっていて精算する。これは一般会計と違って、それに伴って、また一般会計に戻せると。基金に戻すものを、大体、今の時期にやっているということは毎年現状となっております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 まず、精算をしないと、出てこないということで、3月に固めるのではなくて、一旦精算として出たものを振り分ける。毎年9月にやっているということです。

○宮城克 委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第62号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

#### 【議題】

認定第7号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、認定第7号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第7号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時18分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時30分)

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 451ページ、歳入の6の諸収入がマイナス12億4,500万円になっていますが、これ保留地が処分できなかったの、その分のマイナスということによろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この保留地の処分できなくて、マイナス12億4,500万円になった、収入、歳入が減ったことについて、その事業の遅れ、そういったものは何か影響とかありますか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○市街地整備課長 執行する段階では問題なく進んでいますので、いずれ処分するする予定でございますので、当然事業に合わせて処分して事業に充てていく形で、今のところ全く問題ない状況です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この保留地の処分できなかったのは、もともと琉大が買うと言っていた部分が、その部分が減った部分に対してということですか。

○市街地整備課長 そうです。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。以上です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 457ページ、県からの支出金が、予算現額が13億3,200万円、収入済額が3億9,087万9,000円。その差額が9億4,121万1,000円なのですけれども、その主な理由は何ですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 造成費とか、その他擁壁工事とか、これ含まれていますけれども、それが執行できなかったということです。

すみません。擁壁工事が入っていると言いましたけれども、工事が3件ございまして、橋梁も上部工の工事、下部工の工事、それと造成工事の工事については3件分の繰越しということです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。



○宮城司 委員 3件分の工事等で繰越しになって、工事は予定していたけれども、できなかったのか。遅れた理由というのは。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まず、このいろいろ問題となったこの地域がありまして、あとは地区界擁壁をここへしようとしたら、例えば共同使用手続ができなかったということで、代わりに造成工事をした、そういったのもございます。あと、橋梁に関しては、設計積算等で基準が改定されました。そういったのも大きく関わっている要因ではないかと思います。それで発注が遅れたと。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 共同使用というのは、米軍との共同使用ということで理解していいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 どのことですか。橋ですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 いやいや、造成工事です。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 フェンス沿いの擁壁工事、地区界等です。遅れた理由は、まず防衛の磁気探査が入る予定だったのですけれども、これはもう国のほう終わって、防衛の磁気探査は終わって、この後で宜野湾市の擁壁工事も進む予定だったのですけれども、米軍との協議も整わず、コロナとかいろんな影響があるのですけれども、並行工事で、うまいぐあいに後追いでやろうとしたのですけれども、これがうまくできなくて、結構ぎりぎりまで待ったのですけれども、これがちょっと待ってられないということで、造成費に予算を置き換えて、昨年度、執行する形にしたのです。手続上でも年度末、ぎりぎりのことでしたので、繰越しして造成工事、橋梁工事に充てているということです。それと、橋梁工事は、先ほど言ったように橋梁の構造上、いろんな工程が入ってくる段階で、いろんな修正点が出てきたために発注が遅れたということでご理解いただきたいと思います。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、同じく市債のほうでも9,400万円の繰越しというか、これも同じように今の工事の内容で考えていいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 それに伴ってということです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これが遅れることになって、例えば当初予定というか、例えば6年間、返還までの国との地主さんに対する、軍用地料ではないけれども、何かあったではないですか。給付金ですか。そこら辺が、例えば延長になるとか、こういうことはあるのですか。この工事が遅れるから、完成するまで、例えば当初の予定で何年遅れるとか、分からないではないですか。そういったものはどうなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 給付金は9年ということで、関係ないということではないのですけれども、幹線道路、西普天間線の幹線道路がございます。この幹線道路に対して、琉大の病院と医学部の開院開学に向けて、令和6年度まで仕上げたいと思います。喜友名線に給付金関わってきますので、8年ぐらいには完成させたいなというふうに今思っているところです。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 補足で、9年度まで特定給付金が延長されたのですけれども、この沿道は利用できる地権者の方も出てきますので、9年度を待たずに。そういうときに利用できる状況であれば、給付金はなくなるということです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 進捗状況の資料から説明をお願いしたいと思います。この保留地処分金額が52億9,224万2,000円ですか、95.9%になっております。それと比較して保留地処分面積が64.3ということで、普通は比例して同じぐらいのパーセントになると思いますがどうですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 処分地の面積が、5万6,030平米分の3万6,001平米ですよ。それが64.3%。保留地処分金の分母、55億円余りです分子が52億9,000万円となっているのですけれども、これはあくまでも現時点での金額であって、これは事業計画時点の金額でありますので、この保留地処分金の分母が大きくなると思います。変化していくものだと思います。面積は変わりません。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 これは保留地処分ができなかったというお話と関連あるのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 関係あります。保留地面積については、当然琉大に売った分と、先ほど処分できなかった保留地と、あと地区内の、これからの整備するに伴って、保留地を生み出します、この地区内に。その処分費の面積も入っています。先ほどこの保留地処分費の金額の分母のほうは55億円で換算しているのですけれども、これはこの事業立てしたときの金額で、このぐらいで処分できるであろうということで予想していたのですけれども、実際はそれよりもっと高い単価で売れたものですから、要するに琉大さんにですね。これ今80億円ぐらいです。分母、大きくなっています。要するに当初より30億円ぐらい多く保留地処分ができたということです。実際には面積と金額というのが大体同等なので。今、事業計画は変更していないものですから、この数字がまだ生きている、50億円が。です。ので、実際には80億円ぐらい。30億円ぐらいの、ちょっと数字の誤差があるということで御理解ください。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 変更があるということで理解してよろしいかと思うのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 金額はですね。保留地面積はほぼ、そこまで動きはないのですけれども、面積が確実に固まったらまたそのずれが出てきますけれども、大きく変わるのはこの処分金額のパーセントです。

○濱元朝晴 委員 以上です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 墳墓補償はゼロ件。分母がゼロとなっておりますけれども、この地区内にはそういった対象物件はないと理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 調整した中では見つかっていないということです。これからまた、この工事が進んでいく上で、例えば森の中とか、茂ったところから出てくる可能性はあるかもしれません。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 先ほどの保留地処分金額に関しては、事業を進めていく上で、変わってくるということだと思うのですが、例えば今言った約80億円。これは当初の計画は55億円を出していますけれども、多分80億円ぐらいになるだろうということであれば、今、これ95.9%なのですが、140%ぐらいになるということに理解したのですけれども、これ宇地泊のほうにあると、保留地処分金が、大体これ事業が終わる頃は100%という形になっているのですが、この分母を変更する時期というか、ルールというか、そういったものというのはあるのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 状況を見ながら、事業計画の変更ということで見直していく。そのときのタイミングがいい時期に。それで、宇地泊のほうはやっぱり完了に近づいていますので、やはり100%にしていくと。西普天間に対して、だんだんこの面積と金額が合ってくるものだという事です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 いわゆる事業が進んでいったら、この数値も変わってくるというふうなことです。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 保留地処分というのは原則100%に持っていけないといけませんので、要するに今、分母もですけれども、分子も当然変わるというところで、4年に1回とか、通常あるのですけれども、西普天間は事業スピードも速いので、適宜、変更しないといけませんと考えております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 465ページの一般会計から繰入金の御説明をお願いいたします。今回6,900万円の繰入れをしているわけですが、この金額の算定の基準というか、当然それだけ必要だというようなことで繰入れをしているかと思うのですけれども、算定の方法をちょっとお伺いします。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ほとんど一般会計からの繰入れは補助金の裏負担分ということで御理解いただきたい。要するに90%補助金もらっていますが、10%は当然一般会計からの繰入れで執行しての予算ということ、単純に考えれば分かりやすいかと思えます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 要するに足りない分を一般会計から繰り入れて補うというようなことですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 足りない分ではなくて、あくまでも補助金の裏負担分として一般会計からの繰入れをして執行している。足りないということではなくて、必ず補助金の裏負担というのがどうしても出てきますので、御理解いただきたいと思えます。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事務費も一応入っております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。宮城司委員。

○宮城司 委員 保留地処分金の52億9,224万円、あるではないですか。これは、現在、琉大以外にもあるのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今は琉大分のみでございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 95.9%ということなのですけれども、あとの約4.1%は、これもまた琉大なのか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 数字を先ほどちょっと御説明したのですけれども、95.9%はあるのですけれども、実質はもう少しあると、金額ベースで見直した場合は、保留地処分面積の64.3%、実質の処分金ということで御理解ください。その後、40%近くは処分金を得て収入があるということで御理解ください。琉大が買わなかった部分の保留地処分と、あと地区内の通常の宅地の保留地です。合わせて40%ぐらいは出てくる。95.9%でちょっと見てしまうと分かりづらいですので、これは分母が変化していく。

○市街地整備課長 琉大は終わって、あとは一般の保留地ということです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 すみません。また保留地の話なのですけれども、当初の計画では55億円といったものが、今、保留地処分していく、高価格で売れているというところではあるのですけれども、その後、一般で保留地を生み出して処分していくときも、やっぱりその当初計画中で土地評価で売ることか。今まで売ってきた中で、この金額で売れているからということで、やっぱりその一般のほうに保留地を生み出して処分していくものも、その前に売れている価格に合わせて販売していくのか、お聞かせください。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○建設部次長 実際には方針自体がまだ固まっていないのですけれども、どういう形で売るか。ですので、そのときの売るとき時点での鑑定価格で売ることか。それともまた競争させるか。今は、その都度、その都度の値段になっているような形ですので、同じような競争しながら、入札かけながら処分していくのが妥当なのかと思っております。当初事業計画よりは当然金額は増になると思っております。

○宮城克 委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 審査中の認定第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。  
(午前11時10分)

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

---

【議題】

議案第65号 宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第65号 宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時01分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時03分)

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 第4条第3項中の10万700人を10万5,200人に改め、同第4項中、3万7,400立方メートルを3万4,200立方メートルに改めるとなっていますが、これは人数、人口増えているけれども、給水量は減っているというのは、節水機能を使うお宅が増えているからというふうに、前、本会議で言われていたと思うのですが、この計算方法とかは何かあるのですか。

○宮城克 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 お答え申し上げます。

水道施設設計指針に基づく時系列傾向分析による過去10年間の実績を用いて、1人1日当たりの生活使用水量を設定しています。平成23年度を基準年として、今回の変更認可では令和2年度を基準年として、過去10年間の実績値を用いて比較検討しています。委員おっしゃるように、節水型も加味されております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この数字はあくまで目安で、この給水量を超えても特に問題ないということで、もう一度確認なのですけれども、よろしいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 それは1日最大ですので、超えることもあり得ます。

○真喜志晃一 委員 了解です。

○宮城克 委員長 では、議案第65号はこの程度でとどめてもよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第65号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

**【議題】**

議案第69号 令和2年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第69号 令和2年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について議題といたします。

お諮りいたします。議案第69号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時08分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時20分)

---

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 5ページの営業費用の中の6番、資産減耗費、これ今、48ページ確認したら、固定資産の除去費として、構築物が510万円余りあって、昨年のと比較した場合、約半額になっているのですけれども。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 5ページの資産減耗費でございますけれども、こちらは配水管の工事に伴って古いものを撤去して、その額が資産減耗費として計上されてございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 去年もたしか、この1,000万円余りの経費、決算に出て、1,100万円で、そのときも配水管の取り壊しということでやったのですけれども、約2分の1になっているのですけれども、この量が、壊した、要は配水管として撤去したものの数が令和2年度のほうは少なかったということになるのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これについては実績値ですので、去年と比べて減っているということです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 結構、これはコンスタントにどれぐらい配水管の建て壊しをやっていくということではなく、その年、その年で増減があるものなのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 実績でそういう形になっております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 12ページのところで、財源内訳なのですけれども、5行目ぐらい。補助金が9,900万円です。そのほか資本的収入が6億8,285万円、その次の他会計出資金が1,130万円ということで、これは4ページの決算額のところと合わせてみると、補助金の9,900万円、それと他会計出資金が1,130万円ということで、合っているのですけれども、その他資本的収入のところ、これが6億8,285万円になっておりますが、決算書では7億8,955万円ということで、どうして変わっているのかというところの御説明をお願いいたします。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 先に補助金9,900万円、それから1,100万円の他会計出資金を充当して、その残額をこの7億8,900万円余りから充当していますので、6億8,285万円になってございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは、要するに計算的に帳尻を合わすというふうな考え方でいいのですか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 そうでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、他会計出資金ですけれども、一般会計かと思えますけれども、この根拠というのかな、説明をお願いしたいのですけれども。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 消火栓設置に係る費用になっています。これを今回一般会計から繰り入れています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 詳細という話がありましたけれども、考え方としては、本来、市長部局がやるべき仕事を上下水道局がやって、それに見合うよう出資していただいているというような考え方が成り立つのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それから、コロナに係る緊急経済対策ですけれども、6月から9月まで4か月間、基本料免除していますよね。これの数字の分かるような資料はありますか。要は幾らやったのかということ。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 決算書のほうには表れてこないのですけれども、影響額としましては2億34万8,000円、

これが免除したことによる影響額です。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは値引きとかということではなくて、そもそも売上げが減少したというような感じで捉えていいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これはあくまでも基本料金です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。副委員長。

○米須清正 委員 宜野湾市水道事業決算書のほうから。37ページ、水道事業収益のほうで、その他営業収益とあります。水道料金加入金、これが753万7,540円、この水道料加入金の説明をお願いします。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。水道利用加入金でございますが、上水道と契約を締結する際に、加入金として頂く金額となっております。

○宮城克 委員長 副委員長。

○米須清正 委員 何世帯分になりますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 給水申込実績については約200件です。

○宮城克 委員長 副委員長。

○米須清正 委員 予算が1,300万円で決算額が750万円。ちょっと予算と決算に差があると思いますけれど。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。予算を立てたのがおととしの12月頃、そのぐらいになりますので、ちょっとその当時はコロナの影響が加味されていませんでした。今回、前年度の実績ですので、前年度当初ぐらいから、やはりコロナの影響が出てきたのかなと思っております。

○宮城克 委員長 副委員長。

○米須清正 委員 その下の施設提供対価料は。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 キャンプ瑞慶覧に係るものです。これはほかの市町村から収入するものです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 36ページですけれども、企業債明細書の財政融資資金。こ多分市場金利が出るという形で利率が下がってきているわけですが、利率が高いですね。普通、民間企業の考え方からすると、このぐらいだったら、今の利益が十分確保されている状態なので、繰上償還、まとめて2,000万円ぐらいつくれるから、金利も高いし、一気に返済しようというふうな考え方が成り立つのですけれども、公営企業会計の中でそれができるかどうか、よく分からないですけれども、その辺の御見解をお願いいたします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 いろいろな事業に建設改良積立金を回しながら行っていますので、どれだけそこに回せるか、またできるかどうかというのを確認してやらないといけないと思います。確認させていただきたいと思います。



○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 最新のやつ、1.5%ぐらいではないですか。その前、4.65%と3.5%の上昇で、あと4～5年で償還が終わるような形になっているのですけれども、この際だから、もう身を軽くしようというふうなことで考えれば、こういう民間企業で、財政的にちょっと余裕があれば、繰上償還みたいなので一気に全て返してしまおうと、そのような考え方があると思うのです。ただ、公営企業にそれができるかどうか確認して、後で返答ができるのであれば、お願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 持ち帰り、確認させていただきます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 30ページ、有価証券売却益で1億4,686万円の売却益が出ているということで、これは8億円の国債のものになるかと思うのですが、これ今売却したほうが利益が出るので、売却した、たしか前に説明であった、聞いた記憶があるのですが、それは本当にそうなのかなというのがちょっとあって、売却益と実際の8億円の国債、売ったときは8億円ではないのですよね。ちょっと下がって売っていますよね。もう一回、御説明いただけますか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 お答えいたします。今回、売却した金額が9億4,009万7,533円でございます、その8億円より高くなっております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この8億円の国債は利率が1.9%になっているので、ずっと持っていた場合は9億3,680万円です。今売ると9億4,009万円で、約330万円、今売ったほうが利益が出ますということが出ているのですが、受け取り利息の部分ですか、普通だったら760万円利息を受け取るのです。その受け取り利息が日割りで、この売却のときと、これ売らなくてもこの利息というのは入ってきているものですよね。それが国債を売却した利益がのっかっているので、売らなくても、いわゆる利息自体は入ってきているかなと。この計算方法はどうかかなと思ったのですが。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 受け取り利息、こちら449万7,533円でございます。これは日割りで計算しております。その計算方法なのですけれども、今回、4月6日に売却いたしまして、最終の直近の最後の利払いは12月20日でございますが、その12月20日から4月6日までが108日間ございますので、日割り計算すると、この440万円余りになるのですけれども、これは経過利息と申しまして、その売った時点では、売ったときまでの利息を受け取る権利があります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この利息というのは、国債を売却しても、保有していても、もらえるものという認識で合っていますか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 まず保有しているほうが基本的には利息は増えます。これは利払いの日にちょうど売買すれば、その分については、保有しているほう、国債を売って、その時点で国債手元にはないのですけれ

ども、でも、その分まで108日間保有しましたよねということで、売ったほうからもらえます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、その資料下さい。満期まで保有していた場合のシミュレーションと、今ここで売ったからこれだけの利息がある、益が得られたということと、満期まで持っていった場合のシミュレーションで、今売却したから恐らく得があるだろうということで、売却のタイミングだと思うので、満期まで持っていた場合のシミュレーションと今のということで、そうしたら一目瞭然だと思いますので、資料を頂けたら。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 資料は提供してまいりたいと思います。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 国債の、いわゆる売却とか、そういうのは証券会社がアドバイスするのですか。それとも職員側のほうで見ているというか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 専門家からも意見を聞きながら経営委員会で検討を行います。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 48ページなのですがすけれども、営業外費用の雑支出1,700万円、括弧書きで書かれているのですがすけれども、これはなぜ、昨年度のものと比較すると140万円ほど増、今年が1,700万円とあるのですがすけれども、数字が大きくなっている理由についてお願いします。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 その1,700万円、こちらの支出につきましては消費税の計算上の支出でございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 昨年と比較していく中で、営業外収益のほう、そこまで収益、昨年と比較して上がっていないのに、営業外費用での消費税がこれだけ支出が大きいというのはちょっと理解できないというか、なののですがすけれども、なぜこんなに大きくなっているのかなというのを教えていただけますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 消費税の計算の方法が入り組んでいて、ここで今説明するのは難しいです。

○又吉亮 委員 分かりました。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では別の質疑を。同じく48ページなのですがすけれども、総係費の中で貸倒引当金繰入額というものがあるのですがすけれども、これはたしか去年、昨年度決算のときに、僕、委員会の中で議論させていただいて、去年の勘定科目としては貸倒引当金として計上していました。これが貸倒引当金繰入額というふうに関わっているのですがすけれども、その変えた理由について教えてください。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 昨年度、貸倒引当金として計上しておりましたが、正しくは貸倒引当金繰入額ということが判明しましたので、改めてその名称のほうで計上したところでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ですから、去年、そのようなことをやって、ここで貸倒引当金という勘定科目を使うのは

おかしくないかということ、私、話させていただいたのですけれども、貸借対照表の中での本来貸倒引当金という科目を計上するべきということの観点から、そこに修正したというような、損益計算書上では貸倒引当金繰入額ということに修正したというような認識でよろしいですか。それとも何かが変わったということではなくて、科目を名称変更した、科目変更したということの認識でいいでしょうか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 はい、そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほど基本料金免除の効果額が約2億円ということの答弁があったのですけれども、その2億円の財源というのは、これ全部単費ではないと思うのですが、補助金は計算書のどこにありますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 決算書の37ページでございますが、この中の2番目の営業外収益の4番目、一般会計補助金、決算額8,660万8,000円ありますけれども、このうちの8,370万円が地方創生交付金の補助金となっております。これから収益として入ってきます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 残りが1億円余りというのは、単費で出しているという計算になるわけですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 収益でということです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 一般会計補助金については、市の一般会計から水道事業に入ったというような考えですか。ということは、市全体で見ると、全てが市の単費というような形になるのか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 一般会計ではなくて地方創生交付金、それを市が行っている事業の残りをこの基本料金の免除に対しても対象となるということになったものですから、それをあてがったということです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 22ページの費用のことなのですけれども、この点について、今年度、人件費、賃金ゼロとありましたよね。昨年は約800万円計上されていて、今年は賃金がゼロとなっております。方向を変えたのか。この賃金というのは、いわゆる臨時職員の賃金なのか。それをお辞めになったわけではないはずですから、どこかで計上されていると思うのですけれども、その説明をお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 令和元年度までの賃金、臨時職員の賃金なのですけれども、令和2年度が会計年度任用職員という形で、報償という形になっております。だから、減ったということではなくて、支払い科目が変わったということです。

○宮城克 委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

審査中の議案第69号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時00分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時13分)

---

**【議題】**

議案第70号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第70号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

お諮りいたします。議案第70号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時15分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時20分)

---

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 19ページの業務量のところですが、総排水量が昨年と比べて増えている。1.97%増えているというふうなことです。令和元年と比べて。一般的な考え方で見るとコロナの影響なのですが、ほとんどの家庭はそのぐらいですけれども、観光客が減って、特に業務のほうはホテル関係、例えば北谷だとか、那覇だとか、恩納村だとか、そういったリゾート、稼働率がかなり下がっているというようなことを聞いておりますけれども、宜野湾は逆に約2%総排水量が上がっているのですけれども、これは見方というか、コロナの影響をどう判断しているのか。どのように見ているのかというようなところの御見解をお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この総排水量が増加した要因、新型コロナウイルスの感染拡大防止の手洗い、うがいが励行されて、一般家庭用の給水量が増えております。そういったことと、あと、ちょっとした理由は分からないのですけれども、普天間飛行場の給水量も増えています。それに伴って排水料も増加しているということです。営業用は確かに減少ですけれども、一般家庭用が増えた。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その隣の不納欠損金14万3,000円。収入額から見たら0.17%とかなり金額的に少ない。かなり欠損金としては少ないのかなと思っていますが、これは何年取れなかったらこの不納欠損金として計上していくのか。多分決まりがあったと思うのですけれども、それは何年ですか。その前に、私は令和3年度は少ないだろうなと思っているのですけれども、例えば他市と比べてそれがどうなっているかというのが、もし資料が分かれば、その辺も併せてお聞きします。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 まず、時効の不納欠損のほうについて御説明いたします。地方自治法のほうを使っておりまして、5年となっております。ほかの市町村との比較なのですけれども、申し訳ありません。ちょっと資料がありません。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それはそれでいいと思います。当然できるだけゼロに近づけるような努力はいろいろとしていると思うのですけれども、どのような対策を取っているのかということをお伺いいたします。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。基本的には住所を追っていくのですけれども、実際、追えないのが現状です。実際、転居先不明のほうが多いう状況になっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 どこへ行ったか分からないというようなことですか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほどの水道事業会計とちょっと比較してみたのですけれども、不納欠損金、水道事業は51万円あるのです。比べると約98%というふうなことになるわけなのですけれども、多分、連動するような形になるのではないかなと思ったのですけれども、その考え方というのをちょっとお答えをお願いします。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。水道事業との差ということでよろしいですか。まず、滞納していた額、不納欠損額、滞納していた額の水道料金のほうが単価が高いので、それが差になると思います。件数自体は大体同じぐらいですので、差というのは、先ほど言った単価差になるのかなと思っています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そうすると、件数のほうは同じということで見えていいですか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 はい、そのとおりでございます。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 すみません。下水道については若干差があると思います。理由としては、下水道につないでいない方がいらっしゃいますので、そうすると年度差が出てくる。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 19ページの(2)、事業収入に関する事項で、営業収益が前年と比べて21%上昇しているわけです。その理由、どういうものが挙げられるか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほども申し上げましたけれども、コロナの影響による水量の増もあるし、あと下水道料金を増額改定しておりますので、それが主な要因になっているということでございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 それは下水道費が平成30年に改定したものが続いているということですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道料金は、去年、令和2年度の6月頃分から改定です。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 議会に上程させていただいて議決いただいたのが令和元年度で、令和2年度からのスタートということでございます。

○宮城克 委員長 ほかに。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 監査意見書の12ページ、説明書なのですがけれども、下水道使用料が令和元年度7億8,378万円から8億4,382万円ということで、6,000万円ぐらい増えている。構成比も0.4%増えているのですが、これは今の濱元朝晴委員の質疑、それがこのような形で数字が変わってきたというようなところと考えていいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 損益計算書の中で5ページなのですがけれども、営業外収益の消費税及び地方消費税還付金の勘定科目がなくなっているのですがけれども、たしか去年もゼロだったのですがけれども、その科目自体は残っていたのです。なくなっている理由というのを教えてもらえますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これにつきましては、水道事業会計の決算に合わせるという形で削除しております。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えさせていただきます。昨年、下水道のほうの損益計算書にゼロという表記があって、水道になかったものですから、水道と下水道、なぜ違うのという御質疑だったと思います。それで、今年度、水道と下水道、合わせるという形で、項目ごと削除しているという状況です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 41ページの下水道事業決算書となっているのですがけれども、決算額、営業外収益の中の4番目、消費税、地方消費税還付金の決算額24万1,500円というものは何になるのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 確認して、資料提出したいと思います。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 損益計算書に計上されていること、決算書に計上されていないことの違いというか、そういったものは、ここになくなっているのに決算書には表れているということを御説明いただけたらなというふうに思いますので、併せてお願いします。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 27ページの雨水処理負担金、それと他会計補助金をちょっと御説明お願いしたいのですが、数字の根拠と考え方も含めて御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これは雨水処理負担金については、総務省から出ている地方公営企業の繰出金の基準というのがございまして、それにのっとって雨水処理については一般会計から繰り入れることができる。下水道敷設の場合は使用料ですけれども、雨水処理ということでこれに関しては、皆さんが使用するため、これがあふれないよう整備しているというものです。下水道は使っている方々が負担するものになります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ちょっとよく分からないですけれども、要は下水道事業に直結するものではなくて、市民一般、雨水ですから、当然雨が降ったら流れるわけですね。それにかかる経費、本来ならばそれぞれの市民が負担すべきだというような考えの下で、この他会計、一般会計からの繰入れをしてもらっているという考え方、大ざっぱに言うと。そのような考え方でよろしいのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは、今、総務省からの通達、通知、これは何%とか、そういうふうな、例えば率が決まっているのか。あるいは金額が決まっているのか。根拠があると思うのですけれども、それをちょっと御説明お願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 金額、何%というのはないのですけれども、雨水処理に要する資本費とか、維持管理費に相当する部分など謳われています。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第70号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次会は明日の午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時35分)

## 經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和3年9月14日（火） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時59分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮 城 克
委員	濱 元 朝 晴
委員	又 吉 亮
委員	伊 佐 哲 雄

副委員長	米 須 清 正
委員	宮 城 司
委員	真喜志 晃 一

○欠席委員（0名）

○参考人（1名）※随行者2名

参 考 人	中 村 敦
随 行 者	安 里 長 従

随 行 者	上 原 修
-------	-------

○説明員（8名）

建 設 部 次 長	又 吉 直 弘
市街地整備課 市街地整備担当技幹	普 天 間 朝 信
市街地整備課 工 事 係 長	上 原 力
建 設 部 参 事	嶺 井 辰 也

市街地整備課 課 長	宮 城 政 勝
市街地整備課 換 地 係 長	上 江 洲 智
市街地整備課 主 任 主 事	伊 佐 真 也
建 築 家 市 営 住 宅 係 長	照 屋 盛 充

○議会事務局職員出席者

主 事	渡 嘉 敷 真
-----	---------



○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第59号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (2) 認定第4号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第58号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 認定第3号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- (6) 議案第65号 宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第62号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第69号 令和2年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (9) 議案第70号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (10) 認定第7号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (12) 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願
- (13) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (14) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (15) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

第439回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和3年9月14日（火）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の2日目の会議を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第59号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第59号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第59号につきましては、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時00分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時05分）

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 おはようございます。この補正が歳出の土地区画整理費として1億9,000万円ぐらい近く補正がされていますが、この理由をお伺いしてよろしいですか。

ごめんなさい。もう一回言います。1ページ目の歳入のところで、まず一般会計からの繰入金約1億9,000万円ほどですか、減額になっていると思うのですが、まずはその理由をお伺いいたします。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回補正している額が、繰入金が153万円の増額、それと繰越金額が15万3,000円と繰越金が99万1,000円、合計で114万4,000円の補正額となっております。そういうことで、歳出について言いますと7ページです。7ページの歳出予算額で見ますと、給与3万8,000円、職員手当11万5,000円、繰出金99万1,000円、合計114万円の補正増ということで、給与関係、手当等の補正、給与によるもの、人事異動に伴う給料の変動などでございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 期末勤勉手当について。職員数は2人で、補正前と補正後が変わっています。その内容。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 期末勤勉手当が11万5,000円。要は職員とそれぞれ等級が違います。人事異動等で職員が変わり、差額が生じるということで、これは議会のほうで補正させていただいております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 そうすると、このやっぱり作業が難しいから異動させるということですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 定期人事異動で、3年に1回は定期人事異動ということで、ほとんど技術職の場合、建設部内で入替えがあるのですけれども、今、西普天間住宅地区関係とか、増要望はしているのですけれども、なかなかかなわないのですので、どうにかちょっと優秀な職員とか、そういうのもいろんなものを加味しながら、また人数が増えない分、職員レベルを上げないといけません。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第59号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

## 【議題】

認定第 4号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、認定第4号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第4号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時13分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時20分)

---

- 宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。
- 伊佐哲雄 委員 会計年度任用職員の報酬についてお尋ねします。会計年度任用職員は何名いるのですか。
- 宮城克 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 2名となっております。
- 宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。
- 伊佐哲雄 委員 その下の給料829万円というところは、職員の人件費ということですか。
- 宮城克 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 はい。
- 宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。
- 伊佐哲雄 委員 この人数を教えてくださいませんか。
- 宮城克 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 2名分の金額となっております。
- 宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。
- 伊佐哲雄 委員 ずっと下のほうにある共済組合負担金だとか、互助会負担金というような項目があるのですけれども、これは例えばどういうときにこれが機能するというか、繰越しなのかなと思いますけれども、具体的に説明、内容があればお伺いしたいのですけれども。
- 宮城克 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 こらちは福利厚生であります。互助会だとか、共済組合というものでいろいろあります。祝い金ですとか、そういったもの。
- 宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。
- 伊佐哲雄 委員 災害現場へ出たり、いろいろ作業もあるかと思うのですけれども、例えば区画整理事業では、あまりこういう事故だとか、災害だとかというようなことは、あまり想定はできないのですけれども、公務災害の、万が一の災害に備えての負担金ということであると思うのですけれども、実際に仕事をする上での事故、災害とかというようなことの実績、事例というのは、この佐真下の区画整理事業だけでは、そういった災害とかというのはあるのですか。
- 宮城克 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 今のところはありません。
- 宮城克 委員長 又吉亮委員。
- 又吉亮 委員 391ページ、歳入の保留地処分金、当初予算2,100万円余り、実績として4,300万円、保留地処分で来ているのですけれども、これは当初では保留地処分は何筆処分できるだろうというのがあって、実績として4,300万円、倍になっているので、実績としては何筆売れたのか。もしくは、単価が上がったとか、倍増というのはあり得ないと思うのですけれども、その辺の説明をお願いいたします。
- 宮城克 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 当初は2,100万円、実績は4,300万円ですけれども、当初は付け保留地はなかったのですが、付け保留地も売ることになったものですから。当初は一般保留地が1筆あったのですけれども付け保留地が2筆つきました。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 また、ちょっと違うのなのですけれども、391ページで事業債480万円の減になっているのでも、これは歳入の中での県補助金の減額に伴って、事業債そのものが減というような認識でよろしいのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 補助金の減に伴った減になっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 390ページで、県支出金、1,600万円減額になっていますが、その理由をお伺いいたします。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 予算現額ということで、一旦補正はしているのですけれども、また繰越事業費、繰越し充当額ということで2,000万円、また充当されていますので、トータルで5,420万2,000円となっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 その後でまた2,083万円を充当しているのではないですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 令和元年の繰越額が補償2件で、これが2,083万円。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これが何で県支出金。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 補助金の繰越額ということで。今回、年度で合算しながら、繰越額を合算しながら執行して、5,400万円。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、もう一点だけ、391ページの諸収入、6の1かな、当初予算額は2,111万8,000円なのですが、この諸収入の2,111万8,000円というのは、どのような根拠の下にこの予算立てしていますか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 これ、当初、処分金を見込んでいた部分が、さらに付け保留地を含め3筆余りで2,200万円増額になった。収入が増額になっているということで御理解いただきたいと思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 395ページなのですが、01、物件補償1,004万円とか、02では2,321万円ありますが、どのようなものが補償されるのか。建物なのか、どういうふうなものか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 建物です。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 01、02、全部建物だと理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ただいまのお話なのですけれども、まず01のほうで、建物補償が2件、工作物4件、動産1件。02の補償の物件は、建物補償1件になっております。03が、これは仮住居補償になります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 02と04、去年合算した数字が繰越明許費のものと一緒にやるのかなと思ったら、ちょっと違うのですけれども、02と04を合算した数字と繰越明許費の6,236万5,000円との額は一緒にならなくてもいいということなのですか。その差額分というのは、またどういうふうに。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 02の明繰りの場合は保留地、これは令和元年から令和2年度への繰越しで、右から3番目のほうの繰越明許費というのは、令和2年度から令和3年度への繰越しということで理解していただきたいと思います。決算ですから。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。いいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の認定第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時04分)

---

#### 【議題】

議案第58号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第58号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第58号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

---

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 さっきの佐真下のときにもちょっと聞いたことだと思うのですが、一つちょっと教えていただきたいのですが、繰越額、今回補正で41万7,000円出ているのですが、この41万7,000円というのは、決算の中で収支額で出てきたものの41万7,640円の端数を切り捨てたものを繰越しとして計上しているのか。もしくは、合計で41万8,000円となるように実質収支額を四捨五入して繰り上げたものを合計額、41万8,000円となるようにしているのか。同じだとは思いますが、考え方として、端数切り捨てでその額にしているのか、合計額を合わせて四捨五入してやっているのか聞かせてください。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回、この41万7,000円のほうは切り捨てています。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 歳入は切り捨て、会計法上で。また、歳出は端数が生まれたら繰り上げて歳出予算という形で対応します。予算は1,000円から1万円単位で計上します。端数処理でいくらか追加して、きれいにまとめて繰越しに回すということ。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 工事は全て100%終わっていますから、事業ベースの進捗は99.5%ということですが、事業等は全て終わっていますが余っているので、何かするのがあるのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 現場のほうは、もう終了しているのですが、換地処分とか、そういった業務が出てきますので、やはり予算は必要になってきます。換地処分、終わって清算業務とか、そういったのがありますので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、一応事業計画といたしまして、令和3年、今年までとなっているのですが、この清算がちょっと長引くものですから、令和10年度まで延ばして、清算業務するというふうに考えております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 事業費ベースは今お話を聞きましたけれども、その他の基本事業ベースというのがありますよね。こっちがちょっと御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 簡単に言えば、事業費ベースというのは、全て単費だとか、保留地処分金だとか、そういった保留地処分金とかあります。基本事業費は、国庫補助金をベースに考えております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 金額で2倍違うのですが、事業費ベースというのは全体の事業だろうなというのは、多分そうだろうなというのは感じているのですが、基本事業費ベースというのは、補助金ベースということですが、事業自体は規模が全然違う、2倍も違うような事業なのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 御存じだと思いますけれども、区画整理の場合は、用地買収の補助金と街路買収の補助金、そういったのがあります。また、もう一つの事業費としては、保留地処分金、大まかな事業になります。あと、細かいのがあるのですが、この2つが大きな事業になりますので、どうしても基本事業費とい

うのはちょっと少なくなるのかなという、全体の半分ぐらいというふうなものもあり得るのかなと思います。事業費も構成がそういうふうな構成ですので、区画整理の場合。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 保留地処分金を基本事業費の中で組み込むから安くなるのですか。その違いがちょっとよく理解できていないのです。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時24分)

---

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ただいまの質疑であります。事業費ベースの中に基本事業費ベースも含まれているという考えをしていただきたいと思います。事業費は全体的な事業、基本事業費というのは、あくまでも補助金関係の。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 事業費ベースが219億円ですね。基本事業ベースが102億円。この表示の仕方ですが、例えば保留地処分金が30億円という形になるのですが、今、金額の表示の仕方というのは、例えば保留地は金額で出ているのですけれども、この墳墓で金額が幾ら、物件補償で幾らというのをちょっと教えてください。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時27分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時35分)

---

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 資料を準備して配付させていただきたいと思います。

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第58号につきましては、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

#### 【議題】

認定第 3号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、認定第 3号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計



歳入歳出決算の認定について議題といたします。

お諮りいたします。認定第3号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

又吉亮委員。

○又吉亮 委員 373ページなのですけれども、7款1項と2項です。預金利子と雑入、費目存置の1,000円計上していて、これ予算立てした際には見込みがあって予算立てをしていったのかお聞かせください。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 予定はしてはいませんが、費目存置として計上したものです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ひょっとした入る可能性があったということで、受皿を残していたということの認識でよろしいですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 はい、そうです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 372ページの歳入のところで、利子及び配当金ということで5万5,000円、これは宇地泊第二土地区画整理事業基金利子とあるのです。この事業基金というのは、この事業費において何を指しているのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今の話は事業基金のお話。保留地処分金を積み立てた基金です。その利子ということになります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 もう一点です。総務費ちょっと考え方を教えてほしいのですが、例えば宇地泊区画整理事業では、その中で給料を例に取ってお話ししますが、事業費が7億7,200万円に対して、1,000万円ほどの給料ということで出ています。佐真下の場合だと3億3,500万円の事業に対して829万円という給料が出ているのですけれども、例えばこれ、この総務費の、職員も兼務していると思うのです。これの出し方というのは。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 宇地泊に関しては、職員3名分ということで、佐真下の場合は2人。残りが西普天間です。

○宮城克 委員長 いいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の認定第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
当局の皆さん、ありがとうございました。

---

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。  
(午前11時58分)

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時00分)  
これより午後の会議を進めてまいります。

---

【議題】

陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情を議題といたします。

本件について、当局に確認したい事項がある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。  
それから、質疑を行いたいと思います。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時00分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時05分)

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 以前にも同じ内容があつて、私も一般質問で取り上げたかと思うのですが、保証人が立てられない方の場合でも、いわゆる柔軟に、運用面で柔軟に対応していますというふうに、たしか言われていたと思うのですが、もう一度、どういう運用をしているかを伺っていいですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 宜野湾市の運用としましては、今現在、宜野湾市の条例の中で、12条の1項の中には連帯保証人2人と。しかし、同条の3項の中には、特段の事情がある場合については必要としないという部分がありますので、例えばこの方が生活困窮者等であつて、連帯保証人を探せないといったときには、事情を聞きまして、免除申請をしていただきまして免除するという流れになっております。なので、こういうふうなものということではなく、ケース・バイ・ケースでやっております。事情というのは様々でございますので、こういう事情だからということではなくて、その事情を聞いた上で判断しているということでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 分かりました。では、今まで市営住宅に当選して、保証人が立てられないと相談があって、断ったケースというのは件数は何件ありますか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 平成30年に、この内容と少し資格要件等、連帯保証人等の条件を変えているので、その以降で考えてみますと1件ございました。そのときは連帯保証人が条例の中に2人と書いてありましたので、2人のうち一人は立てられたが、もう一人ということで、身元引受人ということ話をしたら、その方は辞退されたということがあって、この1件があって、今考えると、そのまま連帯保証人1人でも入れるべきだったのかなというふうには、私も今ちょっと考えておりますけれども、1件ありました。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 あと、生活困窮者と住居確保困窮者ですか、この違いは、生活保護を受けているか、受けていないかということですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 生活困窮者については、明確な規定というのは建築課のほうでは持っていないので、生活保護とか、そういったものを受けている方、またはあしたの生活もままならない方。生活保護を受けている方は当然生活困窮者です。でも、それが全てではなくて、DVの方とか、いろんな方おりますので。住宅困窮者については、例えば今アパートに入居されていて、自分の住宅を持っていない。家賃がちょっと高めで、支払いが厳しいなという方々を言っているのかなと思います。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 では、生活困窮者というふうに判断をするのはどこが判断をしているのですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 最終的には建築課のほうでございます。その内容について、例えば関連の部署、生活保護の部署とか、そういったところに相談をして、それから最終的な判断をしたいとは思っています。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 では、今住居に住んでいます。家賃が高いので、市営住宅に応募して当選しました。今住んでいるアパートは家賃を払っていくのは厳しいから、なかなか収入もそこまでないから、市営住宅に応募して当選しました。でも、なかなか親戚も親族もいなく、保証人を立てるのが難しいという場合に関しては、今聞いた話からすると保証人を要らないという運用にはなっていないのかなというふうに私は捉えるのですが、そういうことですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今おっしゃるとおり、その方はなぜ立てられないのかという部分は事情を聞いた上で判断します。今2人となっていますけれども、できればというもので使った。身内が少ないからとかそういう方々に関しては、事情も身内がないということで、その事情が内部で、それがその事情に当たるかどうかを判断して、それが当たるという判断をすれば免除することは可能だと。全て住宅困窮者だから免除ということではない。事情を聞いた上で、特段の事情ということになるので、その特段の事情を判断するか。連帯保証人を免除するかの判断になると考えております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 連帯保証人が準備できない方に、保証会社みたいなものというのは検討したり、今まで考えたことはあったりはするのですか。それとも全くないですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 通常、連帯保証人を立てられる人は、その制度は活用しないし、連帯保証人を立て切れない人となると、そういった制度、民間の、そこに幾らか保証金を払ってでもやるかといったら、そこは厳しい部分がありますので、そういった事例がもし出てきた場合については前向きに検討していきたいなと思います。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 保証人、これは全国各地で保証人を立てないでもいいというような流れになって、実際にやって、そういったところで、例えば不納欠損、滞納とか出ているような事態というのは把握されていますでしょうか。実際、その部分だと思うのです。支払い分も、確かにほかのところもアパートで家賃が高いからということで住めなくて、ここに来たと。保証人は立てられないけれども、入居させてくれというところがあって、これを多く受け入れたことによって不納欠損金が出たというのが問題になってくるのかなと思うのですけれども、ほかのところの市町村をもし把握されていれば結構です。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 申し訳ないですが、この内容についてはちょっと把握はできておりません。

(委員長交代あり)

○米須清正副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 この陳情に対する見解というのがあれば説明願いたいのですけれども。

○米須清正副委員長 建設部参事。

○建設部参事 保証人を不要にすることについては、市営住宅に入る方は住宅困窮者でありまして、住宅困窮者については所得の内容等を見て審査はします。だけれども、どれだけ貯金を持っているのかとか、高級車を持っているか、そういったところは全く審査をしないのです。生活困窮者イコール住宅困窮者ではないというふうに考えておりますので、そうすると市営住宅の家賃の決定については、この世帯の収入に応じて、どれだけ収入があるかによって、この家賃、使用料が決まるので、やっぱりその収入を超えていくと、通常の家賃よりも若干高めになってくる可能性は出てきはしますけれども、当然民間よりは安くなっていて、それが支払いが困難になるというふうには考えておりませんので、それで保証人を立てないことによって、逆にこの家賃を払わないという方が増えていくことが危惧するところでもあります。使用料については、この公営住宅の維持修繕であったり、今後の建て替えの費用であったり、そういったものに充てていくものなので、そういう方々がもしどんどん増えていくとなってくると劣悪な住環境になっていく可能性もありますので、日本人の気質として、保証人等立てると、その人に迷惑をかけないというところがありますので、そういったところをちょっと利用というか、そういったこともありますので、保証人を全く不要にするということはちょっと建築課のほうとしては考えていきたくないなと。しかし、今、宜野湾市は保証人2人です。2人については、今後、県内では1人が主流になっていきますので、その内容について、2人を1人にしていくということは今後検討していく。近々、この改正をする必要があるのではないかと考えております。

2つ目については、緊急連絡先について、これについては、保証人を免除した場合であっても、入居者が

何らかの事故等があったときに緊急連絡先というのは絶対必要な内容であると思います。生活困窮者については、緊急連絡先さえ立て切れないとおっしゃるのが実情でありますので、この陳情の中で、支援団体に担うことができないかということであれば、それは代替可能というふうに考えております。これは条例の中でも、こうなさいということのないので。そこは運用で対応したいと考えております。

(委員長交代あり)

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 生活困窮者と住宅困窮者で、住宅困窮者の方の場合は、いわゆる高級車の所有だったり、貯金とかというところまでは見られない。だから、分からないということですよ。生活困窮者の方は、そこまで見られるということなのですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 そこは生活保護受給者であれば分かります。DVとか、そういうことを受けているということであれば、またその関連の部署で分かりますし、そういった被害を受けているという人たちであれば、そういうふうな対応。だから、庁内の中で、どういうふうに困窮しているのかというものを内容で庁内の中で連携をしていくことは必要だというふうに考えます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ということは、いわゆる建設部のほうで、生活困窮者としての部類にいる人たちというのは、庁内のいろんなほかの他部署のところで何かしらの支援を受けている人たちのこと。いわゆる生活状況や、何か分かる人たちについても生活困窮者というふうに捉えているということですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 生活困窮者がどういうものかというのを定義はちょっと難しいという部分がありはします。これは建築課のほうで問題だということで判断することでもないし、今回条例の中で、連帯保証人を免除するか、しないかという部分については、特段の事情があるかどうかの判断で、生活困窮者イコール免除するというのではない。だから、生活困窮者であれば原則は免除しますよ、生活保護を受けていたり、DVとか、そういったことを受けている方々については生活困窮者として値するのだろうという判断はできますけれども、それ以外については特段の事情をどう判断するかによって変わってくるのかなと思います。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 大体、今分かりました。相談に来られて、人それぞれ、いろんな事情があるかと思うのですけれども、その中で聞いた上で、生活困窮者ですねと判断されると思うのですけれども、この判断の基準というか、いわゆるラインがあるのですか。項目ではないのですけれども。要は、相談を受けた職員によって、Aさんが相談を受けた場合は生活困窮者に当たりますよねと判断するかもしれないし、でも逆に、Bさんという職員が相談を受けた場合は、そうではなくなる可能性というのが、基準がなかったら出てくるような気がするのですが、そういう、課内である程度の一定のこういう項目というか、基準というか、そういうのはあたりするのですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 それはいいのですけれども、でも、あくまでも入居者については、連帯保証人を最初から立ててくる方についてはスムーズに入居される。もし、その入居したい、この応募の中で抽せんに当たった方

々が、応募していても、こういった事情で立てられない。そういった事情については、係りや課の中で、どういうふうな内容なのかというのを内部で。だから、個人で判断をするということではなくて、組織で判断をするということです。

○真喜志晃一 委員 分かりました。

○宮城克 委員長 ほかにございますでしょうか。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時25分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

---

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。副委員長。

○米須清正 委員 これまで連帯保証人になっている方で、何かトラブルとかいろいろ、そういうことはありましたか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 家賃が滞ったときに、連帯保証人の方から入居者に払うように言ってくれないかというところのお願いをするときはあったということになりますけれども、それがトラブルかといえば、それはトラブルではないと考えておりますので、そういった事例ぐらいだと認識しております。

○宮城克 委員長 副委員長。

○米須清正 委員 保証人は、この連絡は第2から行くのですか。第1から行くのですか。最初の保証人、2人いますよね。第1、第2、順序というか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 1番とか2番ということではなくて、連絡ができるほうということですよ。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の家賃滞納があった、そういう話だったのですが、家賃滞納はどのぐらいの割合があるのかどうか。たくさんあるのか、少ないのか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 大体98%はお支払いされています。あとの2%ぐらいは支払いが滞っている部分が出てくるのかな。それが積み重なって、今1,000万円ぐらいになっている。ちょっと数字的に正確ではないですが。今回、この家賃、不納欠損という手続が、今、この会計上、できないものですから、これがずっとたまっているという状況であります。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 2%というような話だと、件数としてはどのぐらいですか、2%というのは。

○建設部参事 ちょっと明確な数字というのは。大体7~8人ぐらいかと思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 それらの滞納というのは何か月ぐらいから。1か月間滞納なのか、分からぬけれども、普通どのぐらいの基準でそういうのが滞納というような形で言っているのか。

○宮城克 委員長 市営住宅係長。

○市営住宅係長 お答えいたします。私たちの滞納感覚なのですけれども、1か月家賃が滞ったりすると、その1か月は滞納というのは取り扱っておりますので、1か月が過ぎれば滞納として考えています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 不納欠損は5年間過ぎた後も蓄積するということですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 使用料につきましては。使用料については法的定めがないので不納欠損の手続をやらないと、そのままということです。債権管理条例をつくらないと手続ができないという債権になります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 関連して、今、ずっと家賃を払っていない方が数名いらっしゃるということなのですが、ずっと何年にもまたがっている。督促しかできない形なのですか、今は。どう言ったら、いわゆる形というか、払ってくださいと言うのが精いっぱい。市としての対応としては。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 督促という形で、駐車料であれば、そちらを次から使えませんという話もできるのですけれども、衣食住というのは保障されていますので、取り上げることはできない。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この陳情書の中で、2017年の県の公営住宅入居のしおりに年収200万円以上の収入要件を保証人に課すとの記載で、こういった内容が10市町村、宜野湾市も入っているのですけれども、記載されることが明らかになったというのが、ここに書かれているのですけれども、これはいわゆる、例えば2020年に民法の債権関係規定が改正された。その中で、これは改定されたと考えていいのですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今の内容について、連帯保証人の収入の話でしょうか。

○宮城司 委員 収入要件を保証人に課す記載があることについて。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 県のしおりのほうで、200万円以上の要件という部分があります。これは宜野湾市のほうについては、平成30年度に改定しております。その中で、保証人の取扱い基準については、所得65万円という、収入基準、所得税を払っている最低限の方です。これは200万円ということの制限はない。

先ほどの収入の目安について、大体65万円あればいいですよ。収入基準を撤廃し、所得税法の課税所得について。そうすると、大体65万円あればいいかなというところですよ。200万円ということではない。

○宮城司 委員 陳情に保証人に関して廃止されなかったが、個人根保証契約の極度額ルールを導入と記載がある。60万円というのはそれに当たるの。

○建設部参事 今度、それに当たるかというのは。保証人の取扱基準について、平成30年度に改正した内容については、年齢制限、以前は60歳未満でないといけないということで、それは撤廃しています。所在地は県内となっていたのを国内に変えています。公営住宅に住んでいないことということも撤廃。先ほど収入については、収入基準を撤廃し、所得税法の課税所得に修正。それがおおむね65万円以上あればいいですよ。

○宮城克 委員長 よろしいでしょうか。いいですか。

(「はい」という者あり)

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時45分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

---

～参考人意見聴取～

○宮城克 委員長 では、改めて、本件の参考人として、本日、沖縄県司法書士会より中村敦さん以下2名、今日、見えていますがお越しいただきました。出席いただいております。本日はお忙しい中にもかかわらず本委員会のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

では、早速ではございますが、本件に対する説明を聴取して調査を進めていきたいというふうに思っております。では、参考人の意見を端的に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願い申し上げます。それでは、御発言をお願いいたします。

○上原修 参考人 今日は、こういった場をいただき、本当にありがとうございます。沖縄県司法書士会の副会長、上原と申します。私のほうから今回の陳情についての説明をさせていただきたいと思っております。

まず、陳情のタイトルですけれども、今回の陳情に関しては、公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書ということで、宜野湾市議会に出させていただきます。提出者は、沖縄県司法書士会、沖縄県の司法書士会として、会長中村敦の名前で今回陳情を提出しております。

まず第1に陳情の趣旨ですけれども、陳情趣旨が2点ありまして、まず第1、公営住宅条例を改正して、市公営住宅に入居に際して保証人を不要とすること。これが1点目でございます。2点目、緊急連絡先については、確保できない場合に入居後の生活支援に関わる団体を緊急連絡先に代替させる。この2点が今回の陳情の趣旨でございます。

陳情の趣旨ですけれども、1点目、まず、そもそも公営住宅の法律がどういった目的でつくられているのかということを少し説明したいと思っております。陳情書の1ページ、2の1のほうです。公営住宅法は、この法律は、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備する。これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするということで、公営住宅の基本法である公営住宅法においては、基本的には低額の家賃を公営住宅に対して規定して、なおかつ困窮した方の所得者に対して住宅を提供すると。それをもって生活の安定とか、社会福祉の増進に努めてくださいというのが、そもそもの公営住宅の法律の趣旨であります。

基本的には、民間より安いというふうな認識を持っていますので、できれば低廉な家賃設定をしていただいて、なおかつ、生活に困った方、安い家賃でないとなかなか入居できない方々にできるだけ住宅供給して、住宅セーフティネットとしての役割を基本的にはここに住まわりたいというような、私たち会の要望、また期待というふうに考えています。

2番目ですけれども、今の公営住宅の入居の状況なのですけれども、2017年の報道ですけれども、沖縄県の公営住宅の入居募集しおりについて、県条例に根拠のない年収200万円以上の収入要件を保証人に課すなど



の記載がされていたことが判明したということで、これは報道されました。この報道によると、沖縄県は県民1人当たりの所得が全国一少ないにもかかわらず、全国一厳しい保証人の収入要件を課しており、同様の条件が、那覇、宜野湾、糸満、豊見城、うるま、宮古島、あと読谷、嘉手納、北谷、与那原、10市町村での記載が明らかになったと。それらの報道について、幾つかの市町村でも、ある程度、緩和等もされていますので、保証人の要件は緩和されていますけれども、久米島市を除く市町村においては、公営住宅の入居条件として、保証人を立てないといけないという規定があるのが現状であります。沖縄県は少子高齢化が進んで、単身の高齢者、もしくは結婚していない方、孤立した方々が今後増える見込みがあるということが見込まれます。

また、県のほうで、平成30年にひとり親世帯の実態調査をした、そのときの公営住宅へ入居を希望する母子世帯がどのくらいあるかという、40.3%の母子世帯が公営住宅の入居を希望している。父子世帯においても26.1%の入居を希望している。ですから、困窮者であるひとり親家庭については、母子だと40%、父子でも26%希望しているということでございます。

また、それ以前も、今、精神疾患の方とか、これは病院とか入院するまでに至らない方も結構います。対人恐怖症とか、そういった方がいらっしゃいますので、そういった方々、もしくは経済的にやっぱり事業に失敗したとか、何らかの事情で住宅に困窮して、家族がばらばらになってしまったとか、そういう方々もやっぱりいます。そういった母子家庭もしくは父子家庭、もしくは精神疾患を持った方とか、もしくは経済的に失敗して家族が離散したとかという方々は、家族もそうなのですけれども、友人関係とか、社会とのつながりとか、それがどうしてもやっぱりうまく維持できないという方々も多いのです。そういったことを考えると、そういった方々も含めて、公営住宅に入居したいというときに、どうしても保証人を立てないと入居できないということになってしまうと、本来、先ほど言ったように、生活に困窮している方に対して低コストの公営住宅、本来の目的を達成できなくて、なかなかこういう方が排除されてしまって、うまく入れないという実情があるのではないかなというふうに考えています。

2ページの2、最後の総務省の調査を御紹介しますけれども、総務省が調査した結果、保証人を確保できないことにより公営住宅に入居を辞退した人は、2015年度に11都道府県で、65件。そもそも保証人を確保できないことにより入居辞退した人を把握していない都道府県が14件。入居辞退した人がいることを把握しているけれども、件数を把握していないという都道府県が11件ありまして、こういった調査結果を発表していました。これは11都道府県から65件という最終的な報告ですので、辞退した方もいらっしゃれば、もしくは諦めてしまっている。保証人、立てられないという方も多くいらっしゃるのではないかなというふうな考え方をしています。

その次です。3番目です。公営住宅の保証人に関する現在の動向ですけれども、2017年5月26日に民法の債権関係の規定が改正をされました。そして、2020年、昨年4月1日から施行をされています。その改正の議論の中で、そもそも保証人は、経営者などを除いて廃止したほうがいいのではないかなというふうな検討もされていました。最終的には保証人の廃止はならなかったのですけれども、その場合、個人根保証契約の極度額についての厳格なルールを導入したいと。また、債権者が保証人に対して情報提供義務を課すとか、そういった改正がされています。

この民法改正が、議論されたいきさつというのは、保証人というのは借りた本人ではないのです。あくま

でも保証人ですけれども、ですから、実際お金を借りたり使ったりするのは借りた本人ですから、なのですから、全く保証人が実際にお金とか利用するわけではないですけれども、その本人が滞納してしまったときに、保証人はなかなかその状況を知らないという状況もこれまであったのです、こういう状況だというのが。それが積み積もって、突然保証人に対しての請求が来て、この税金を払いなさいとか、滞納している家賃を返しなさいとかという、いろんな負担があまりにも大きかったものですから、民法改正をしてということが議論されたのが、このいきさつです。

これが一つと、民法改正があったものですから、総務省のほうから、国土交通省と、あと厚生労働省に対して、2018年1月23日に公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果の勧告ということで勧告がなされて、その中で、かいつまんでいくと、1つは、保証人の確保が困難な入居希望者への対応が1点目。2点目が、家賃滞納者に対する的確な対応が2点目。そして、その支援をしてくれと、そういう勧告を総務省から国土交通省、厚生労働省に対して出されています。

この勧告に基づいて、国土交通省は、勧告を踏まえて、2018年3月30日、全国の都道府県知事及び政令指定都市の長に対して、公営住宅管理標準条例について改正ということで、改正案を発動しています。この改正は、先ほど申し上げた債権法の改正や、あと、もしくは単身高齢者の増加などが見込まれるということで、今後は公営住宅の入居に際し、保証人の確保が一層困難になることが懸念されるということで、保証人に関する条項を削除しろというふうな通達がされています。

また、国土交通省は、各都道府県、政令指定都市、中核市の長宛てに、公営住宅入居に際しての取扱いについてという文書を発令しているのですけれども、その中で、緊急時の連絡先が確保できない場合には入居の支障にならないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いしますという文書を出しています。ですから、1点目は保証人の条項を削除してくれ、2点目は適切な連絡先について対応してくれという国土交通省からの文書が出ています。

続いて、国土交通省のほうから、この文書を出したものですから、その後、調査をしています。この調査結果を御報告したいと思いますけれども、2021年4月1日現在、国交省の調査結果ですけれども、全国の1,671の自治体のうち、23%に当たる384の自治体が保証人を求めない方針で検討が行われています。その内訳を申し上げますと、まず全国の23%、384の内訳を申し上げますと、都道府県が18件、38.3%です。政令指定都市に関しては17件、これは85%、中核市は25件で41.7%、その他に関しては324件、20.9%の都道府県、市町村等々が保証人を求めないとしているということです。保証人を求めない方針まで来ていなくても、検討しているというのも入れると424件で、25.4%になっています。

最後です。高齢者とか障害者、あとDVの被害者とか、生活保護の受給者等々、あと被災した方に対しては保証人が確保できないときは免除するという、そういうことをまた今検討しているところが多いということです。

今回の陳情、結論ですけれども、沖縄県の貧困の状況というのは、恐らく全国一だと思っています。ですから、沖縄県全体で対策を進めていると思いますけれども、その中でも一番重要で最も効果を出すのは、やっぱりこの住居の確保ではないかなというふうに考えています。

沖縄県司法書士会では、令和2年9月17日、公営住宅の入居保証の廃止を求める声明ということで、会長声明を出しました。その声明を踏まえて、今回、宜野湾市議会においては、債権改正等踏まえた公営住宅条

例の改正が議論されると思いますけれども、その改正に向けては、国土交通省が示した指針に従って、公営住宅入居に際して保証人を不要とすべきという改正をしてほしいということと、もう一点は、社会的に孤立している方については緊急連絡先について保証人と同様に確保が難しいといった場合には、社会福祉協議会または地域の包括センター、介護サービス等、入居後の支援体制も考慮しながら、この支援団体を緊急連絡先とするようにということも緩和してほしいというのが今回の陳情の説明であります。

私のほうからは、以上、陳情の要旨の説明としたいと思います。ありがとうございました。

○宮城克 委員長 ありがとうございました。

では、委員の皆様、今の説明、陳情書の説明を聞いて、質疑等のある方は挙手にてお願いします。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今日はありがとうございます。3点あるのですが、まず一つは、令和元年に公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書が出されているのですけれども関係があるのか。

あとは、昨年なので令和2年ですか、昨年の3月に、私が一般質問で、この市営住宅の件の一般質問しているのですが、それは御存じですかというのが2点目。

3点目が、宜野湾市の方から、実際に入居できないというような、何か保証人がいなくて入居できなかった、そういった相談というのはあったりしましたか。その3つ、お願いします。

○宮城克 委員長 上原参考人。

○上原修 参考人 令和元年の陳情ですけれども、正式な関係はございません。趣旨は、恐らく同じような形とは思いますが、前回は司法書士会とは関係のない団体と、あと個人が提出をしていると認識しておりますが、今回は沖縄県司法書士会という正式な団体として陳情しています。

あと、2点目、議員の質疑に対して承知しているかということですが、ちょっと私個人的には把握してなくて、大変申し訳ないです。

○宮城克 委員長 安里参考人。

○安里長従 参考人 3点目につきましては、宜野湾市においても聞いたことがあって、直接相談者としては無いのですが、支援者で、宜野湾市からも申請を諦めたという方はいらっしゃいました。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 それは保証人が必要とされているから、そもそも申請をしていないということでのよろしいのですか。

○宮城克 委員長 安里参考人。

○安里長従 参考人 はい、そのとおりです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 御出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほど令和元年の陳情とは直接組織としての関係はないということなのですが、今回の陳情の文書の内容については、司法書士会のほうで作成されたのでしょうか。

○宮城克 委員長 上原参考人。

○上原修 参考人 あの中身については、司法書士会のほうで作成しております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 令和元年の陳情とほぼほぼ内容というか、一言一句変わらないというわけではないのですが、語尾というか、結語の部分とかは少し変わってはいるのですけれども、ちょっと知りたいのは、司法書士会のほうで作成されたもの以前に作成をされていて、令和元年に別の団体の方たちがそれを引用したというか、されたものなのか。ここまでちょっと文言が似ているというのは、どちらが先に作成されたものなのかなというのをちょっと知りたくて。

○宮城克 委員長 上原参考人。

○上原修 参考人 令和元年の陳情に対しては、全く別の団体が提出しておりますけれども、司法書士会の会員が関わっているのです。その会員がいろいろ熱心にやっているものですから、それで作成して出された。今回は正式に文書を起案、最終的な会の理事から承認もらって、今回は陳情させていただいておりますけれども、そこで同じような要望を出すわけですから、その熱心に関わっている会員を含めて情報を提供いただいて、その文書を改めたということです。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 最後に1点だけ。先ほど、応募する前に諦めているという御相談はあったというふうにあったのですが、実際応募してみたけれども、保証人が準備できなくて諦めた結果、市とのやり取りの中で保証人が準備できなくて苦しいですみたいな、そういった相談というのはありましたか。

○宮城克 委員長 安里参考人。

○安里長従 参考人 宜野湾市の住宅連帯保証人取扱要綱を見ていただいたら分かると思うのですが、第7条、連帯保証人の免除ということで要件があるのです。ちょっとややこしい条文なのですが、条例第6条第1項第3号キ及びケに規定する者、いわゆる被災者、被災市街地復興特別措置法に該当する被災者、また配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、これに基づいた証明が出る方に、その要件に該当しないと免除できない。さらに、市長が、その他特別な事情がある場合には免除する場合があるというような規定がありますけれども、その要件も全く分からないし、しかも努力をしたにもかかわらず連帯保証人を委託する者がいないという状況で、声をかけたくないと。親族の人に声をかけたくないという方でしたので、そもそもこういう免除の規定には該当しないということで、自分は無理だなということで諦めたという方もあります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 その申請する前段階で諦めた方はいらっしゃるということ。それは先ほど伺ったのですけれども、実際申請した後で無理だったというか、そういう申請した後での相談というのはありましたか。それは特になかった。

○宮城克 委員長 安里参考人。

○安里長従 参考人 申請をしたけれども、駄目だったということ、それは聞いたことはありません。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時25分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時30分)

---

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 陳情の、皆さんがお調べになられたところ、3番の公営住宅保証人に関する動向の中のそれぞれの都道府県、自治体の保証人を求めない取扱いが行われているところに政令指定都市、85%、中核市、41.7%という、こういった資料、この数字が記載されているのですけれども、ちょっと皆さんの見解で、なぜこういった大きな都市ほど、それが保証人を求めない取扱いがされている、そういうような動きになっているかという、皆さん、見解がありますか。

○宮城克 委員長 上原参考人。

○上原修 参考人 沖縄県司法書士会の見解ではなくて、私の感覚で申し上げさせていただきます。基本的には国の方向性として、保証人をなるべくつけないという方向なのです。なので、やっぱり民法改正を行ったのです。今、事業主以外の保証人について、かなり厳しく法改正されていますので、事業に関わる方以外が保証人になるには、公証人役場にて手続が必要であるとか、それくら厳密化されていて、国の方向性として保証人を持たないという方向に今進んでいるのがまず1点です。

もう一点は人間関係です。やっぱり昔みたいに身内とか友達に頼めるという時代ではないというふうに思っているのです。これは正直言って、私でもそういう誰かに頼んでとなるとなかなかちょっと、保証人立てないといけないならもういいとなる。人の心情として、時代が違いますので、保証人2人立てると言われると諦めてしまう。ここはちょっと多いのではないかと、私はですよ。そういうふうに感じています。それから、やっぱり少子化とか関わることです。これはいい、悪いは別として、現実的に社会がこうなっていますから、そこで何10年前の制度を残して、保証人つけなさいというのはどうかと。なので、改正するということが理由としてあるのではないかというふうに思います。

あとは、恐らくいろいろなデータが出ていると思います。保証人がいないと公営住宅というのは成り立たないのか。保証人がいないと発生するリスクは何%あるかということなのです。要するに保証人から回収しないと、公営住宅がやっていけないとか、そこまでいく事例が、これだけの件数があって、果たして何%あるかということなのです。それよりは、どちらかといえば、そのことによって入居できない方のほうが、私は公営住宅の本来の趣旨として機能してないのではないかなというふうに思っていますので、なかなかそれは、保証人を立てても正直リスクはあるのです。ですから、絶対ではないと思っていますので、逆にそのことによって本来の公営住宅の趣旨が実現できないということのほうが、私、個人的にはちょっと問題かなというふうに思います。そういった理由で進んでいるのかなと思います。

○宮城克 委員長 安里参考人。

○安里長従 参考人 那覇市のほうが、9月議会で改正しますので、そのときの規則の案ができあがっていて、知る機会があったのですけれども、那覇市の場合は、いわゆる保証人を廃止した上で、緊急連絡人はもちろん置くと。もちろん緊急連絡先も探せない場合には、いろんな支援団体とかにやるということで、緊急連絡人の要件は国内に住所を有し、入居者と住居または居所を同じくしないということ。18歳以上であることということで、要件もちょっと緩和して、緊急連絡人の要件。緊急連絡人に協力を求めるというのは、入居者が不在、病気などにおける緊急時の対応、入居者が家賃を滞納した場合における滞納指導ということで、緊急連絡人もちゃんと払っていないみたいだよということで連絡をする協力義務があるので、そこは安心してください。

あと、3、入居者が死亡し、または無断で退去した場合における退去手続等、その他市長が必要と認める事項というふうになっております。要は、緊急連絡人も滞納した場合は指導する協力義務があるけれども、支払いまでは義務はないということでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 個人的な意見なのですが、意見として伺いたいのですが、今、市が保証人を必要としているというのは、滞納があったときにその保証人から払ってもらうというための、そういった部分も多い。それ以外に連絡先というのは別にあるので、多分、その金銭的な部分の保証人を宜野湾市に関してはつけている部分もあるのかなと思われるのですが、例えばなののですが、保証人というのを準備しない場合に、保証会社は立ててくださいというふうになった場合は、どう思われますか。

○宮城克 委員長 上原参考人。

○上原修 参考人 今現状、一般論として申し上げますと、保証会社のほうが本人に代わってお支払いした場合は、保証人に払ってくれとなる。そういうことで、保証する保証会社が今度また保証人を立てなさいとなるので、現状と変わらないかなというふうにはちょっと感じます。

○宮城克 委員長 よろしいでしょうか。いいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 審査中の陳情第56号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時45分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時49分)

---

#### 【議題】

議案第65号 宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第65号 宜野湾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**【議題】**

議案第58号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第58号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第58号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**【議題】**

議案第69号 令和2年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第70号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

認定第3号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第69号 令和2年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第70号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定第3号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

の認定について、認定第4号 令和2年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本5件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定されました。

これより議案第70号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定されました。

これより認定第3号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

これより認定第4号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

これより認定第7号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

---

#### 【議題】

請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、以上6件を一括して議題といたします。



お諮りいたします。本6件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後3時59分)